岩手県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画の概要について

【策定の趣旨】

平成 19 年制定「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法、以下「法」という。)」が平成 29 年に改正され、地方公共団体が賃貸住宅の供給等に関する促進計画を作成することができるとされたことから、法第 5 条第 1 項に基づく都道府県計画として策定するもの。

法の目的は、住宅確保要配慮者(高齢者、子育て世帯、低額所得者、障害者、被災者等)に対し、増加する空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化しようとするものであり、具体的には、空き家等を**住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)**として都道府県等が登録し、入居の円滑化を図るものである(住宅セーフティネット制度)。

本県においては、(一財) 岩手県建築住宅センターによる登録審査業務を開始しており、平成 31年2月末現在の登録物件は2戸となっている。

【計画の概要】

- 1 岩手県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
- (1) 住宅確保要配慮者の範囲

法に定める者(低所得者等)、法施行規則に定める者(外国人等)のほか、県独自に住宅確保 要配慮者の範囲を定める(妊娠している者又はその配偶者等)。

(2) 賃貸住宅の供給の目標

ア 公的賃貸住宅は、岩手県住生活基本計画に定める公営住宅供給目標量を踏まえ、公平かつ 的確に供給すること。

イ 登録住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)の供給促進を図ること。

2 目標を達成するために必要な事項

(1) 公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

岩手県住生活基本計画を踏まえ、公的賃貸住宅の供給促進や、市町村・県居住支援協議会との連携により居住支援を適切に実施すること。

(2) 民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

賃貸人に対する登録住宅制度の情報提供等により、登録住宅の供給促進を図ること。居住支援協議会の活動を推進すること。賃貸人の負担軽減に努めること。

(3) 賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

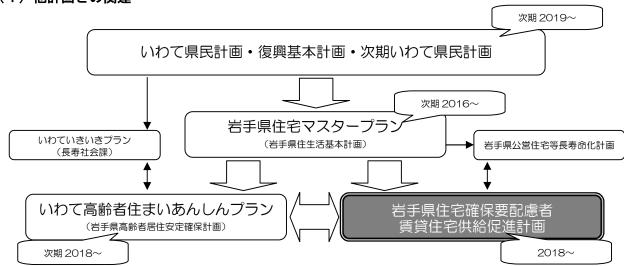
公営住宅ストックの改修を図ること。民間賃貸住宅の修繕について普及啓発を図ること。

3 計画期間

平成37年度(2025年度)まで

(参考)

(1)他計画との関連



(2) 東北各県・同規模他県の状況

	計画策定状況	セーフティネット住宅登録数
青森県	済	4戸
秋田県	済	26 戸
宮城県	済	51 戸
山形県	済	35 戸
福島県	済	10 戸
長野県	未策定	1戸
石川県	未策定	45 戸
和歌山県	済	0戸
島根県	未策定	0戸
熊本県	未策定	4 戸
全 国	20 都道府県	7, 994 戸

(3) インターネットによるセーフティネット住宅情報提供システムの表示イメージ

https://www.safetynet-jutaku.jp/

